

参 考 资 料

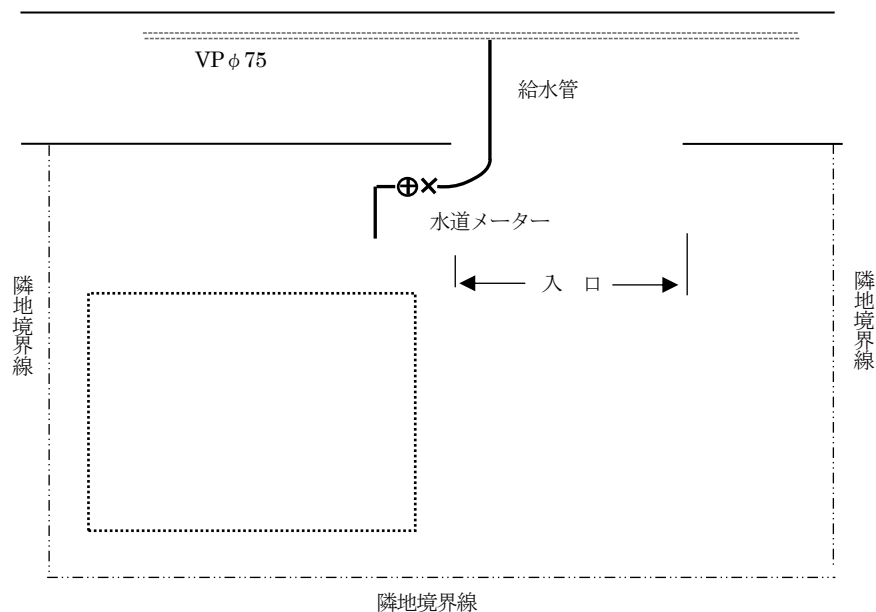
資料1 給水工事について

1. 給水装置工事申込について

①申込書記載の注意事項

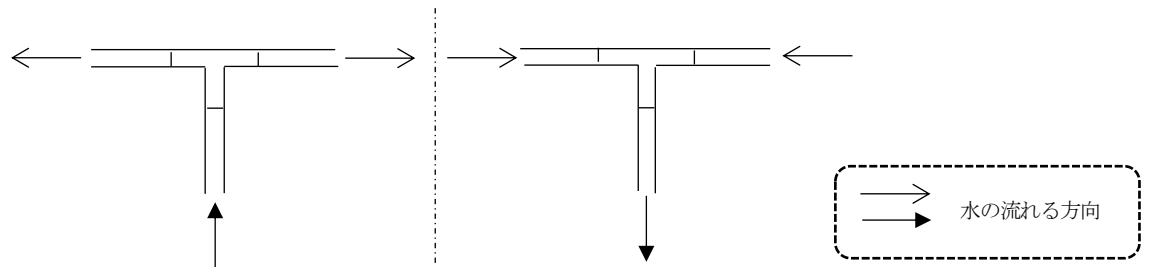
- ・設置場所に複数の番地がついている場合は、必ず代表地番を明記すること。
- ・住居表示がある場合は、住居表示で記載すること。
- ・一般住宅の申請では、世帯数及び人数を記載すること。
- ・申込者欄には、給水の権利を保有する者の氏名又は会社名を記載すること。
- ・位置図は、公共の施設や主要な道路名等を記載し、誰が見ても申請地へ行けるレベルのものを付けること。(住宅地図の作成年度とページ数を入れる)
- ・着手予定日については、申込書を提出した日から、最低でも水道局の3営業日は間を空けること。(修正等により提出日が変わった際は、その都度変更すること。)
- ・その他条件欄には、条件の意味をよく理解し記載すること。
- ・給水装置工事申込書の「委任状」欄及び、給水装置工事検査申請書の「誓約書」欄については、身体的事情により文字の記入が困難な場合を除き、必ず申込者の直筆で記入すること。また、委任状の記入については、「その他の条件」や「図面」等を記載し、申込者に確認・承諾を得てから、署名・押印をしてもらうこと。
- ・水栓設置場所には、標準流量5L/分以下の手洗器も設置個数として記載し、欄外に『5L/分以下水栓○栓』と記載する。
- ・水理計算については、申請する建物の用途に沿った計算方法を選択し、記載すること。また、設計段階で薩摩川内市の「給水装置工事の手引」に沿った計算方法で申請すること。
- ・図面については、必ず「入口」の記載をし、給水管はその入口の開口部に布設すること。
(図1参照)

(図1)



- ・給水管の継手で、下図の様な使用については、やり直しの対象になるので気をつけること（図2参照）

(図2)



- ・メーター位置について、申込と変更が生じた場合は、必ず施工前に協議し承諾を得てから施工すること。なお、外構が決まっていない場合は、申込者へ水道メーターの設置場所に関する規定を説明し、メーター位置を変更しないといけない場合は、改造申請が必要であることを伝えること。

②申込時の注意事項

- ・給水装置工事申込書（以下「申込書」という。）は受付に置いたままにせず、必ず担当者の確認を受けること。
- ・申込書は給水装置工事主任技術者若しくは、その現場を熟知し説明できる者が受付に提出すること。
- ・着手予定日から逆算し、余裕を持って申込書を提出すること。

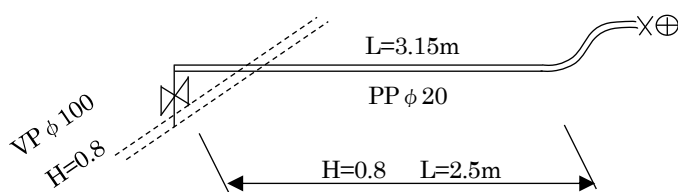
③取出検査の注意事項

- ・降雨のおそれのあるときは、掘削しないこと。
- ・給水申込時の取出し位置と変更が生じた場合は、掘削する前に担当課へ図面を持参し協議すること。
- ・検査時間に耐圧等の準備が間に合わないときは、早めに担当課へ連絡し検査時間等の変更を協議すること。
- ・検査時間までに、オフセット（3点以上）、図面、耐圧の準備をして待っていること。
- ・サドル分水栓を使用する箇所については、水平器やトルクレンチ等を使用し、正しく設置すること。
- ・逆止弁付伸縮止水栓を設置して耐圧をかける際は、止水栓を「開」状態にし、プラグ止めにしてから耐圧をかけること。
- ・サドル分水栓穿孔の際は、放水しながら施工すること。
- ・鋳鉄管の穿孔においては、必ず密着コアを挿入すること。
- ・給水管の周囲は、砂質土で埋戻し、給水管を保護すること。
- ・職員による取出検査（立会い）が出来ない場合は、写真判定とするため工程毎ごとの写真を撮影し、提出すること。

④竣工検査の注意事項

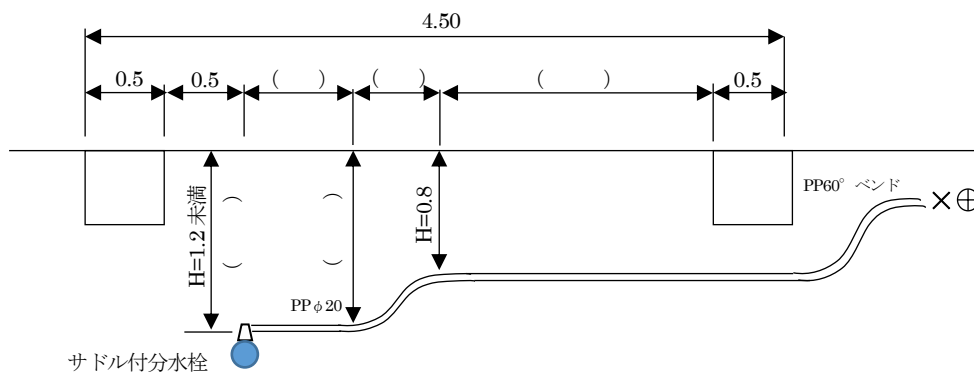
- ・ 検査は、原則、その現場の施工を行った給水装置工事主任技術者が受けること。
やむを得ない場合は、その現場を熟知し説明できる者が受検すること。
- ・ 検査時の図面は、竣工図の写しで受検すること。
- ・ 検査員が来る前に、耐圧、配管位置のマーキング等をして受検すること。
- ・ 竣工検査までに、取出部の本舗装をし、表示ピンを設置しておくこと。
- ・ 給水申込の際に、水理計算を要した施設については、検査申請書にも竣工に合わせた水理計算を記入すること。
- ・ 給水装置工事検査申請書については、検査後、2週間以内には検査時の図面と合わせて提出すること。
- ・ 竣工図面について、1次側PP管の寸法記載は下記（図3）のとおりとする。

図3



- ・ 公道内で埋設深さを変える場合について
 - ① 既設配水管の埋設深が $H=1.2\text{m}$ 以上の取出しについては、エルボを使用し $H=0.8\text{m}$ で布設すること。
 - ② 既設配水管の埋設深が $H=1.2\text{m}$ 未満の場合は、最小曲げ半径限度内で配管し、下記（図4）の横断面図を給水装置工事完成申請書（竣工図）に記入すること。

図4



資料2 直管換算表

水栓類、メーター、管継手等による損失水頭と同口径の直管の摩擦損失水頭を比べ、用具等の損失水頭と摩擦損失水頭が等しくなる直管の長さを、用具等の直管換算長という。

直管換算長がわかれば、各用具の損失水頭は、管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。流量計算にあたっては、各種用具の損失水頭を図表から求めるよりも直管換算長を使うのが便利である。

表8-1 給水用具損失水頭の直管換算長

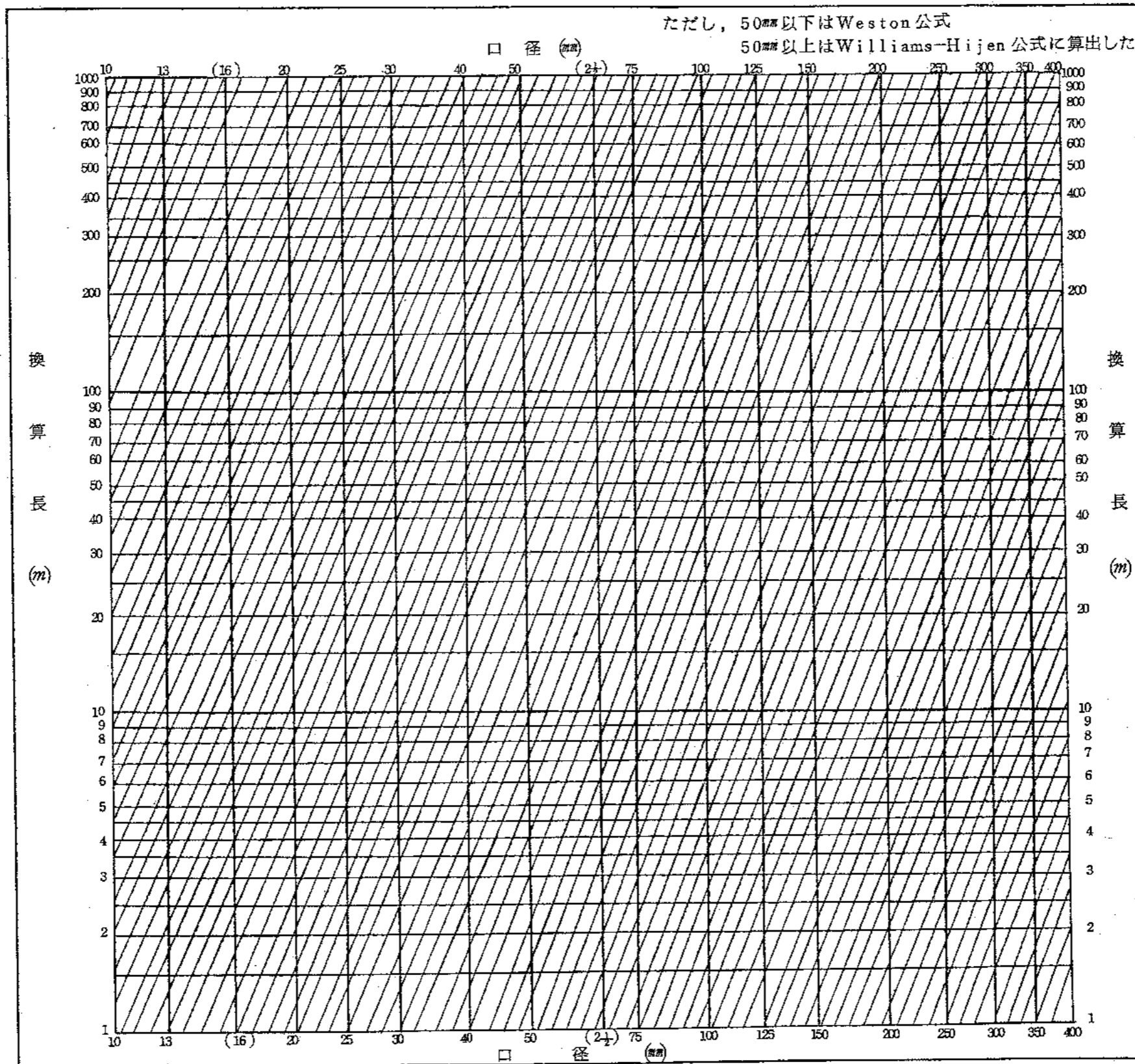
種別 管径 (mm)	止 水 栓		給水栓	分岐箇所	メーター (接線式羽根車式)	接 合 (異径接合)	ボールタップ (定水位弁)
	甲	乙					
13	3.0m	15.m	3.0m	0.5~1.0m	3.0~4.0m	0.5~1.0m	35.0m
20	8.0	2.0	8.0	0.5~1.0	8.0~11.0	0.5~1.0	20.0
25	8.0~10.	3.0	8.0	0.5~1.0	12.0~15.0	0.5~1.0	15.0
30	15.0~20.0			1.0	19.0~24.0	1.0	
40	17.0~25.0			1.0	20.0~26.0	1.0	20.0 (25.0)
50	20.0~30.			1.0	25.0~35.0	1.0	18.0 (22.0)

- (注) 1. 分水栓 (甲、乙) の損失水頭直管換算長は止水栓 (乙) に準じる。
 2. 異なる口径の配管等を計算する場合は、図8-1により換算長を出す。
 3. 用具の損失水頭は、制作上の良否、取付工事の良否等により変化するのでさらに10%程度の安全を見込むのが適当である。

表8-2

種別 口径 (mm)	メーター		曲半径小なる場合		曲半径大なる場合	
	接線流 (羽根車式)	軸流羽根車式 (ヴォルマン式)	90° 曲管	45° 曲管	90° 曲管	45° 曲管
50	25~35m	20~30m	m	m	m	m
75	40~55	10~20	3.0	1.5	1.5	
100	90~120	30~40	4.0	2.0	2.0	1.0
150	180~250	90~130	6.0	3.0	3.0	1.0
200			8.0	4.0	4.0	2.0
250			12.0	6.0	6.0	3.0

図8-1 異なった口径への換算長図表

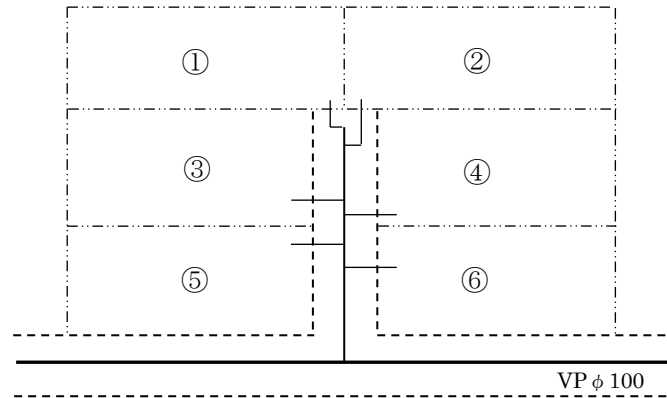


資料3 計算例

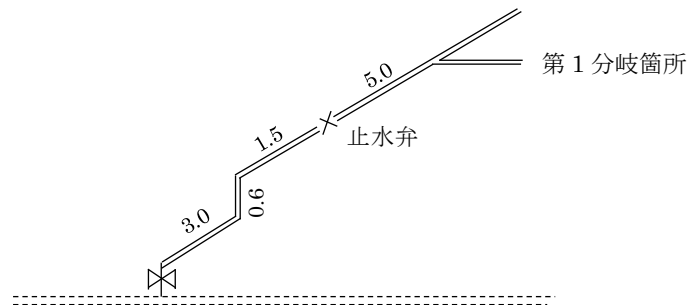
① 6区画造成地の水理計算

☆動水勾配による算定

【平面図】



【第1分岐までの立面図】



【水理計算】

★「使用水量算出」

- 造成地1区画10栓以内の住宅とする。
- 総給水用具数10栓の同時使用率を考慮した給水用具数は3栓とする。
- 給水用具の標準使用水量は、φ13で17ℓ/分である。

この造成地での必要水量：3栓×17ℓ/分×6区画=306 ℓ/分

★「取出口径算出」

※取出口径をφ40と仮定する。

- L1=3.0+1.5+5.0=9.5（第1分岐までの平面配管延長）
- L2=17.0（止水弁）+2.0（接合）+1.0（分岐箇所）=20.0m
- L3=L1+L2=9.5+20.0=29.5m

$$\text{動水勾配は } I \text{ は } I = \frac{H}{L} \times 1000 = \frac{15 - 0.6}{29.5} \times 1000 = 488.1 \text{ ‰}$$

Hに使用している15は、水道法により末端の最小水圧をメートルに換算した数値である。

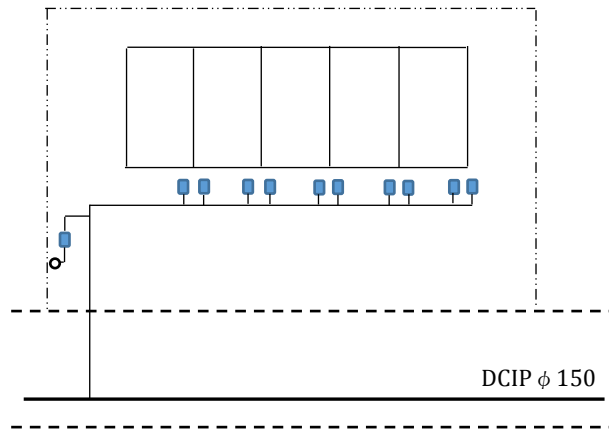
その数値から立上がりはマイナス、立下りはプラスした値がHとなる。

流量曲線図により 488.1 ‰との交点は、φ40=360L/分 φ30=150L/分であることから
150L/分 ≤ 306L/分 ≤ 360L/分となる。よって取出口径はφ40で十分である。

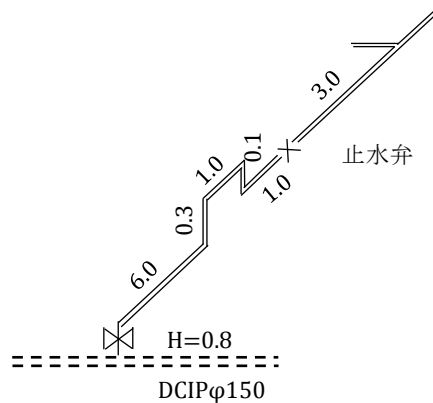
② 2階建て10世帯アパートの水理計算

☆動水勾配による算定

【平面図】



【第1分岐までの立面図】



【水理計算】

★『使用水量算出』

○各部屋6栓とする

○総給水用具数6栓の同時使用率を考慮した給水用具数は3栓である。

○給水用具の標準使用水量は、φ13で17ℓ/分である。

このアパートでの必要水量：3栓×17ℓ/分×10部屋×0.9+17ℓ/分（共用分）=476 ℓ/分

○「0.9」は、同時使用戸数率である。（4～10戸数で90%）

★『取出口径算出』

※取出管口径をφ50と仮定する。

○L1=6.0+1.0+1.0+3.0=11.0（第1分岐までの平面配管延長）

○L2=20.0（止水弁）+2.0（接合）+1.0（分岐箇所）=23.0m

○L3=L1+L2=11.0+23.0=34.0m

$$\text{動水勾配は } I \text{ は } I = \frac{H}{L} \times 1000 = \frac{15 - 0.3 + 0.1}{34.0} \times 1000 = 435.3 \text{ ‰}$$

Hに使用している15は、水道法により末端の最小水圧をメートルに換算した数値である。

その数値から立上がりはマイナス、立下りはプラスした値がHとなる。

流量曲線図により 435.3 ‰との交点は、φ40=300L/分 φ50=540L/分であることから

300L/分 ≤ 476L/分 ≤ 540L/分となる。よって取出口径はφ50で十分である。

③ 吐水量及び給水負荷単位表を使用した水理計算

☆器具名及び数（仮定：福祉施設）

① 台所流し	2 栓	⑥ 大便器（洗浄水槽）	5 栓
② 洗濯流し	1 栓	⑦ 小便器（洗浄弁）	3 栓
③ 洗面器	8 栓	⑧ 手洗器	4 栓
④ 浴槽	1 栓	⑨ 散水栓	2 栓
⑤ シャワー	3 栓	⑩ 湯沸かし器	1 栓

●給水用具負荷単位表による算定

・複数の人が使用するので、公衆用を使用

【負荷単位】

給水用具	負荷単位	栓数	合計負荷単位
散水栓・外水栓	5	2	10
水飲み器	2	0	0
洗面器	2	8	16
製氷機（湯沸し器）	2	0	0
手洗器	1	4	4
料理場流し	4	2	8
掃除用流し	4	1	4
大便器（フラッシュバルブ）	10	0	0
大便器（洗浄タンク）	5	5	25
小便器（フラッシュバルブ）	10	3	30
小便器（洗浄タンク）	5	0	0
ガス給湯器	2	1	2
浴槽	4	1	4
シャワー	4	3	12
合計		30	115

合計の負荷単位数が 115 となり、手引きより同時使用水量は、175L/分となる。

（洗浄タンクを使用しているため、B 図表の②をみる）

※水道メーター使用基準より、φ25 が 84L/分、φ40 が 214L/分であるため、メーター口径は φ40 となる。

●種類別吐水量と対応する給水用具の口径による算定

【吐水量】

用 途	吐水量	栓数	使用水量	同時使用栓数
台所流し	12	3	36	
洗濯流し	12	1	12	
洗面器	8	8	64	
浴槽（和式）	20	0	0	
浴槽（様式）	30	1	30	
シャワー	8	3	24	
小便器（タンク）	12	0	0	
小便器（フラッシュバルブ）	15	3	45	3
大便器（洗浄タンク）	12	5	60	5
大便器（フラッシュバルブ）	70	0	0	
手洗器	5	4	20	
消火栓（小型）	130	0	0	
散水	15	2	30	
洗車	35	0	0	
合計		30	321	8

- ・使用水量 321L/分を栓数の合計数で割り、1栓当りの使用水量を算出

$$321\text{L/分} \div 30 \text{ 栓} = 10.7\text{L/分}$$

- ・同時使用率を考慮した給水用具数により、21～30栓の給水用具数は8個であるから、
 $10.7\text{L/分} \times 8 \text{ 個} = 85.6\text{L/分}$ となる。
- ・大人数の際、同時使用の可能性のあるトイレの栓数を同時使用栓数とする。

※したがって、水道メーター使用基準より、φ25が84L/分、φ40が214L/分であるためメーター口径はφ40となる。

資料4 自主検査チェックリスト

分水栓せん孔工事チェックリスト

設置場所	町 番 号	給水装置番号	
検 査 項 目		主任技術者確認	備 考
1. 申込書との確認			
2. 保安対策は整っているか。			
3. 給水管の引き込み位置は適正か。			
4. 土留及び水替工の必要はないか。			
5. 取出し管は上水道管であるか。			
6. 材料はそろっているか。			
7. サドル分水栓（不断水T字管）の取付け位置はよいか。			
8. ボルトの締め付け状態は正しいか。 （水平器、トルクレンチを使用しているか）			
9. 給水管の深さ及び配管状況はよいか。			
10. 水圧試験はよいか。			
11. せん孔作業状況はよいか。 （せん孔機及びキリの確認）			
12. 切り粉の排除は十分か。			
13. ビニール管の切片は確認はしたか。			
14. サドル分水栓キャップの締め付けは十分か。			
15. 密着コアを挿入したか。（铸铁管）			
16. 閉止コックは開いているか。			
17. 防食スリーブの装着は十分か。			
18. 管防護の必要はないか。			
19. 仕切弁及び止水弁の高さは適切か。			
20. 砂置替えを行っているか。			
21. 埋戻し及び転圧は十分か。			
22. 路面復旧は基準に適合しているか。			
23. オフセットの測定はしてあるか。			

給水装置自主検査チェックリスト

装置場所	町 番 号	給水装置番号	
検 査 項 目		主任技術者確認	備 考
1. 給水管			
(1) 管種及び管径は設計通りか。			
(2) 布設位置及び埋設深さは適正か。			
(3) 接合及び分岐箇所の施工はよいか。			
(4) クロスコネクションはないか。			
(5) 連結漏れはないか。			
(6) ポンプ直結を行っていないか。			
(7) 防護（保温、防食及び防露）は適正か。			
(8) 管支持は適切か。			
2. 用具及び材料			
(1) 正常に機能するか。			
(2) 取付位置及び方法は間違いないか。			
(3) 逆流のおそれはないか。			
(4) 連結漏れはないか。			
(5) 水抜きが必要はないか。			
(6) 水撃防止器の必要はないか。			
(7) 水道法基準適合品であるか。			
(8) 止水は良好か。			
(9) 防護は適切か。			
3. 止水装置			
(1) 位置及び深さは適切か。			
(2) 操作性はよいか。			
(3) 支管分岐の場合の止水栓はあるか。			
(4) 取付けは適切か。			
(5) 止水弁ボックス（仕切弁室）は本市承認品か。			
(6) 止水弁ボックスの設置は適切か。			
4. メーター			
(1) 水平に設置してあるか。			
(2) 正常に作動するか。			
(3) メーター番号と給水装置番号（部屋番号）は一致してい			
(4) 検針がしやすく、適正に保管できる場所であるか。			
(5) メーターボックスは本市承認品か。			

給水装置自主検査チェックリスト

装置場所	町 番 号	給水装置番号	
検 査 項 目		主任技術者確認	備 考
(6) メーターボックスの設置は適切か。			
(7) 蓋の裏に記入してあるか。			
(8) 維持管理が容易であるか。			
5. 受水槽及び高置水槽			
(1) 容量は設計通りか。			
(2) 水撃防止器は基準に適合しているか。			
(3) 波立ち防止板は設置されているか。			
(4) タンク内は清潔か。			
(5) 吐水空間は基準に適合しているか。			
(6) 通気管は基準に適合しているか。			
(7) 防虫網は設置されているか。			
(8) 越流管及び排水管は間接排水にしているか。			
(9) 流量弁、低水位弁及びボールタップは基準に適合しているか。			
(10) 流入管と流出管は対称的な位置にあるか。			
(11) 六面点検は容易に行えるか。			
(12) 警報装置はあるか。			
(13) 足場、安全さく及び照明はあるか。			
(14) 施錠されているか。			
(15) 排水施設は設置されているか。			
6. 水 質			
(1) 臭いはないか。			
(2) 無色透明か。			
(3) 固形物及び沈でん物はないか。			
(4) 味がおかしくはないか。			
(5) 残留塩素は基準通りか。			
7. その他			
(1) 水圧試験			
(2) 完成図と現場が一致しているか。			
(3) 路面復旧の状態はよいか。			
(4) 維持管理について十分説明されているか。			

資料5 材料支出工事取扱要綱

(趣旨)

第1条 上水道区域において、申請者より申込みされたものの配水管（以下「本管」という。）の未整備地区（未配管地区）で、早急に対応を行う必要がある給水工事と、下記材料支出の条件を満たすものに対し、市が本管材料のすべて（公道内に布設するもの）と労務費の一部（条件付き）を負担し、本管の布設を行うものである。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 材 料 公道に布設する配水管用の材料で、給水装置に係るものは除く。
- (2) 労務費 公道に配水管を布設するための費用で、給水装置の工事に要するものは除く。
- (3) 公 道 国道、県道、市道、農道及び里道等の一般の交通の用に供される道路をいう。

(材料支出の条件)

第3条 管理者は、次の条件を満たす場合、材料支出をすることができる。なお、完成後は申込者の施設に関する一切の権利（給水装置に係るものは除く）を市に委譲するものとする。

(1) 地理的条件

- ア 未配管地区で、将来給水量の需要増加が予想される地区であること。
- イ 公道で配水管の布設工事が施工可能な場所であること。
- ウ アスファルト舗装工事等の改良工事完成後、道路管理者が定める期間を経過していること。

(2) 施設の条件

- ア 布設する配水管の口径は、50mm 以上であること。
- イ 工事の施工及び現場管理は、「水道工事の手引」に基づき行うこと。

(費用の負担)

第4条 管理者が支出する材料及び労務費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 材 料 公道に布設する配水管類、継ぎ手類、弁・栓類及び弁・栓の室用材料等とする。
- (2) 労務費

- ア 橋梁部の添架工事に要する費用（橋長 3.0m 以下の添架工事を除く）
- イ 水管橋の建設に要する費用
- ウ 既設給水管等の切替えに要する費用
- エ 既設本管分岐部から1番目の仕切弁、又はバルブまでの間の配水管の布設に要する費用
- オ 消火栓、空気弁等の設置に要する費用
- カ その他管理者が必要と認める費用

(申請)

第5条 材料支出を受けようとするものは、材料支出申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(調査及び報告)

第6条 前条に基づく申請書が提出されたときは、水道工務課長は速やかに申請箇所の調査を行い、材料支出の適否について審査をしなければならない。

2 水道工務課長は、前項に基づく調査及び審査を行ったときは、材料支出調査及び審査結果報告書(様式第2号)で管理者の決済を受け、申請者に対して報告を行う。

(審査)

第7条 審査は、審査会で行うものとする。

2 審査会の構成は、水道工務課長、課長代理、主幹、グループ長及びグループ員とする。

(通知)

第8条 管理者は、材料支出の審査決定については、材料支出決定(却下)通知書(様式第3号)により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知により材料支出が決定した申請者は、給水装置工事申込書に確約書(様式第4号)を添えて申し込むこととする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年10月12日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年12月1日から適用する。

材料支出申請書

このたび、給水装置工事の申請をしたいと思いますが、申請地付近の公道に配水管が布設されておられません。

つきましては、配水管を布設するために材料支出申請をしますので、ご検討のうえ承認くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

配水管布設場所			
路 線 名			
管種・口径・数量	管種：	口径：	数量：
給水装置工事事業者			

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長 様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

位置図

平面図

材料支出調査及び審査結果報告書

平成 年 月 日受付第 号による材料支出申請について現地調査を行い、審査した結果は下記のとおりであったので報告します。

記

1 調査結果

(1) 調査年月日 年 月 日

(2) 概要

.....

.....

.....

担当者：

2 審査内容

	審査年月日	年 月 日
職 名	審 査 内 容	
課 長		印
課長代理		
主 幹		
主 幹		
西部G長		
東部G長		

3 審査結果

	審査年月日	年 月 日
審 査 結 果	局 長 100万円以上	課 長 100万円未満
材料支出とする。	Ⓜ	Ⓜ
材料支出としない。	Ⓜ	Ⓜ

様

薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長



材料支出決定（却下） 通知書

年 月 日付けの材料支出申請については、現地調査及び審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 次の条件を付して支出するので、給水装置工事申込書に確約書を添えて提出してください。

(1) 配水管布設場所 _____

(2) 路 線 名 _____

(3) 配水管延長等

種 別	口 径	単 位	数 量	単 位	備 考

(4) 工事完成後は、材料支出に係る部分の配水管の所有権は、市に委譲すること。

- 2 次の理由により御要望に応えられません。

理 由

確 約 書

このたび、材料支出申請をした配水管布設工事について、工事完成後は材料支出に係る部分の配水管の所有権を市に委譲することを確約します。

記

配水管布設場所	(路線名 線)				
水 道 施 設	種 別	口 径	単 位	数 量	単 位
給水装置工事事業者					

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長

様

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

⑩

資料6 水道施設の寄付申出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市水道事業会計規程（平成26年薩摩川内市水道事業管理規程第5号）第80条に基づく無償譲り受けについて、必要な事項を定める。

(事前協議)

第2条 工事完成後この要綱の適用を受ける施設、若しくは将来寄付申出が予想される施設の工事をしようとする者は、当該給水装置の工事の申込をする前に管理者に協議書（様式第1号）を提出しなければならない。また、工事内容が大幅に変更する場合は再度協議書を提出するものとする。

(回答)

第3条 管理者は、前条に基づく協議書が提出されたときは、速やかに審査を行い、寄付申出の適否について回答（様式第2号）しなければならない。

(材料)

第4条 工事に使用する材料は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）等に適合したものであり、かつ、水道局の指定した製品であること。
- (2) 工事着手前に材料使用承認申請書（様式第3号）を提出し、その品質・寸法等について水道局の承認を受けること。
- (3) 材料は、必ず施行前に水道局の検査を受けること。又、検査後において損傷あるいは変質したときは、新品と取替え再検査を受けること。
- (4) 加工する材料は、加工後に水道局の検査を受けること。

(工事及び施工管理)

第5条 工事及び施工管理については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 工事は「給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」及び「水道工事の手引」に基づき施工することとする。
- (2) 通水、水圧試験等は「水道工事の手引き」に基づき実施し、必ず水道局の立会いを求めることとする。

(提出書類)

第6条 寄付の申し出をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 寄付申出書（様式第4号）
- (2) 位置図・平面図・布設立面図及び横断図を記載した図面（A1サイズ2部）
- (3) 工事工程写真（カラー撮影）
- (4) 寄付申出配管が埋設されている土地の地籍図及び当該土地の登記簿の写し（地目が公衆用道路であることの確認）
- (5) その他管理者が必要と認める書類（道路位置指定通知書の写し等）

（検査の立会い）

第7条 管理者は前条の申し出がなされた場合は、検査員を指名し、受入れのための検査をしなければならない。

- 2 検査員は、申出書により工事を施工した指定給水装置工事事業者及び施設の寄付申出者の立会を求め、検査を行うものとする。ただし、寄付申出者が寄付に関する権限を当該指定給水装置工事事業者に委任した場合はこの限りでない。

（検査の復命）

第8条 検査員は、検査を終了した時は検査調書（様式第5号）により、検査の結果を管理者に報告しなければならない。

（施設の寄付申出受入れ）

第9条 管理者は、検査の結果当該施設を受け入れることを決定したときは、寄付申出者に対し寄付申出引受書（様式第6号）で通知しなければならない。

（寄付申出の取下げ）

第10条 寄付申出を取り下げる者は、寄付申出書を提出する前までに、管理者に寄付取下げ申出書（様式第7号）を提出しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成16年10月12日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成29年12月1日から適用する。

寄付申出（変更）協議書

このたび、給水装置工事の申請をしたいと思います。完成後の水道施設については、貴市へ寄付したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたしますので協議願います。

記

配水管布設場所			
路 線 名			
種別・口径・数量	種別：	口径：	数量：
給水装置工事事業者			

（添付書類）

1. 地籍図（造成地の場合）
2. 給水管布設箇所の全部事項証明書（旧登記簿謄本）
3. 道路位置指定証明の写し

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長 様

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

位 置 図

平 面 図

様

薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長



寄付協議回答書

下記の水道施設の寄付について、完成後、寄付申出書により市で引き受けることとする。

記

寄付申出施設

配水管布設場所				給水装置番号	
	種 別	口 径	単 位	数 量	単 位
水 道 施 設					

材料使用承認申請書

私が請負施工する工事に、下記の材料を使用したいので承認ください。

年 月 日

請負者 住 所
氏 名

印

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長

様

配水管布設場所			
給水装置番号			
申込者名			
使用材料名	規 格	製造会社名	摘 要

上記材料の使用を承認する。

年 月 日

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長

印

寄 付 申 出 書

下記水道施設を寄付したいので、受入のうえ、当該施設を維持管理して下さるようお願い
します。

なお、当該施設の維持管理上必要な行為による私有地の使用については、一切異議を申しま
せん。

年 月 日

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長 様

申出者 住 所

氏 名

印

記

寄付申出施設

配水管布設場所				給水装置番号	
路 線 名					
水 道 施 設	種 別	口 径	単 位	数 量	単 位
添 付 書 類	別紙完成届出書（A4 ファイルとじ）のとおり （位置図・平面図・布設立面図・横断図を記載した A1 の図面、工事工 程写真、地籍図、登記簿の写し）				
指定給水装置工事事業者					

検 査 調 書

寄付申出施設

寄 付 者	住 所 氏 名				
配水管布設場所				給水装置番号	
路 線 名					
水 道 施 設	管 種	口 径	単 位	数 量	単 位

検 査 下 命	年 月 日	検 査 員	職 名	氏 名
---------	-------	-------	-----	-----

上記寄付申出の施設の検査結果は、次のとおりでした。

検査年月	年 月 日			検査所見		
検 査 員	Ⓧ			請 負 者 立 会 人		
局 長	課 長	課長代理	主 幹	G 長	G 員	合 議
第8条に定める「寄付申出引受通知書」を別紙のとおり通知して、差し支えありませんか						

薩水工第 号
平成 年 月 日

様

薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長



寄付申出引受通知書

下記の水道施設の寄付申出に対しては、市で引き受けて今後維持管理を行うことにしますので、通知します。

記

寄付申出施設

配水管布設場所 路 線 名				給水装置番号	
	種 別	口 径	単 位	数 量	単 位
水 道 施 設					

年 月 日

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長 様

申出者 住 所
氏 名

Ⓜ

寄付取下げ申出書

平成 年 月 日付薩水工第 号で回答のあった下記水道施設の寄付につきましては、
諸般の事情により取下げます。

なお、当該施設の維持管理については、一切の責任を負うことを確約します。

記

寄付申出取下げ施設

配水管布設場所				給水装置番号	
路 線 名					
水 道 施 設	種 別	口 径	単 位	数 量	単 位
添 付 書 類	寄付協議回答書 位置図・平面図・布設立面図				
指定給水装置工事事業者					

資料7 薩摩川内市水道事業給水負担金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市水道事業給水条例（平成16年度薩摩川内市条例第293号。以下「条例」という。）第40条の規定に基づき給水負担金の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(メーター口径)

第2条 この要綱において、「メーターの口径」とは給水装置に設置した水道メーターの口径をいう。ただし、受水槽を設置している共同住宅等にあつては、受水槽の流入側に設置した水道メーターをいう。

(負担金の徴収範囲)

第3条 薩摩川内市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、給水装置の新設または改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者（以下「申込者」という。）から、次条に規定する給水負担金（以下「負担金」という。）を徴収する。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、条例第31条に規定する金額とする。

(負担金の額の算定方法)

第5条 次の各号に掲げる場合の負担金の額の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置を新設する場合：メーターの口径に係る負担金の額
- (2) 支管分岐による場合：新規のメーターの口径に係る負担金の額
- (3) 既設の給水装置を撤去して、同一所有者が同一敷地に給水装置を新設する場合：新規メーターの口径に係る負担金の額から、撤去したメーターの口径に係る負担金の額を差し引いた額。
- (4) 一つの給水装置を撤去して、同一所有者が同一敷地内に二つ以上の給水装置を新設する場合：新規のメーターの口径に係る負担金の額の総額から、撤去したメーターの口径に係る負担金の額を差し引いた額。ただし、所有者が異なる給水装置に係る負担金については、第1号に規定する額とする。
- (5) 同一所有者が同一敷地の二つ以上の給水装置を撤去して、一つの給水装置に統合して新設する場合：新規のメーターの口径に係る負担金の額から、撤去したメーターの口径に係る負担金の額を差し引いた額。

- (6) メーターの口径を増す場合：新規のメーターの口径に係る負担金の額から、撤去したメーター口径に係る負担金の額を差し引いた額。
- (7) 第8条第1号に該当する場合で、メーターの口径を増す場合：新設メーターの口径に係る負担金の額から撤去したメーターの口径に係る負担金の額（統合による合算を含む。）を差し引いた額。
- (8) 既設給水装置を本管分岐より撤去する場合で、所有者の明確な意思確認（権利を残す）が出来た場合は、改造の工事として負担金の権利（条件付）を残すことが出来る。

（負担金の還付又は追徴）

第6条 既納の負担金は還付しない。ただし、給水装置工事の着手前に申込者が給水装置工事の申込を取り消した場合、又は次項に規定する場合はこの限りでない。

- 2 給水装置の新設又は改造の工事の申込み後に、当該給水装置工事の設計変更によりメーターの口径に変更が生じた場合は、当該設計変更に係る負担金の額との差額を還付し、又は追徴するものとする。ただし、差額を還付する場合は、当該給水装置の着手前に、当該設計変更の届出があった場合に限る。

（口径変更に伴う給水負担金の差額の不還付）

第7条 既設のメーター口径を変更する場合において、既納の負担金の額が新設のメーターの口径に係る負担金（統合による合算を含む。）の額より多いときは、その差額は還付しない。

（負担金の免除）

第8条 条例第33条の規定により、負担金を免除することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第199号）に基づく土地区画整理事業に係る土地等の収用に伴い、同一事業地内の移転地に同一口径の給水装置工事を行う場合で、当該移転地が負担金を納入している従前地の換地である場合。
 - (2) 建設工事現場、仮設園芸場、その他臨時の用途に給水するため、給水装置工事を行う場合。
 - (3) 申込者が薩摩川内市水道事業に係る移転対象者である場合。
- 2 負担金の免除を受けようとする申込者は、給水負担金免除申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（附則）

この要綱は、平成16年10月12日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

給水負担金免除申請書

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

このたび、下記の理由等により給水装置の（新設・移転）を行う必要がありますので、薩摩川内市給水条例第33条の規定により、給水負担金を免除してくださるようお願いいたします。

なお、既設管は、本管分岐部から当方の負担にて撤去します。

記

1 新設・移転理由

2 移転前（移転の場合）

設置場所		給水装置番号
所有者		
量水器	口径 mm	メーター番号

3 新設・移転先

新設場所		給水装置番号
所有者		
量水器	口径 mm	
免除額		

4 移転証明（移転の場合）

上記給水装置については、公共事業により（新設・移転）を行う必要が生じたものであることを証明します。

工 事 名

工 事 場 所

移転認定工法

工事施行者

印

参 考

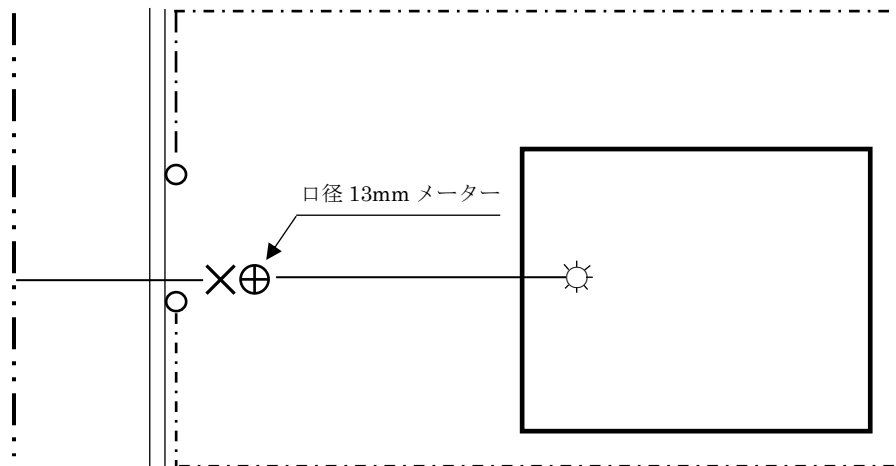
第5条に規定する負担金の算定方法を例示すると、次のとおりである。

また、図中の表示は、次表の凡例のとおりである。

凡 例			
配水管	— · · — · · —	メーター	⊕
宅地境界線	- · - · - · - · - · - ·	既設の給水装置	- - - - - ⊕
側溝	=====	撤去済給水装置	····· ⊕
伸縮止水栓	×	新設の給水装置	— ⊕

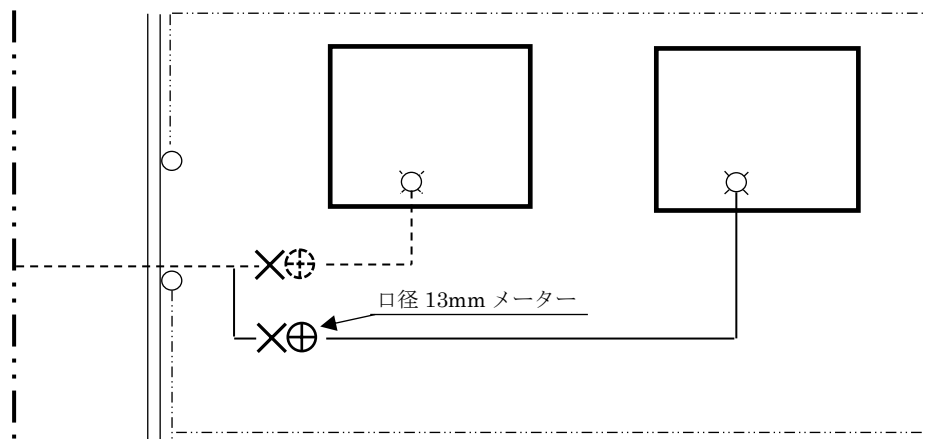
【事例1：第5条第1号の運用について】

口径13mmの給水負担金の額を徴収する場合



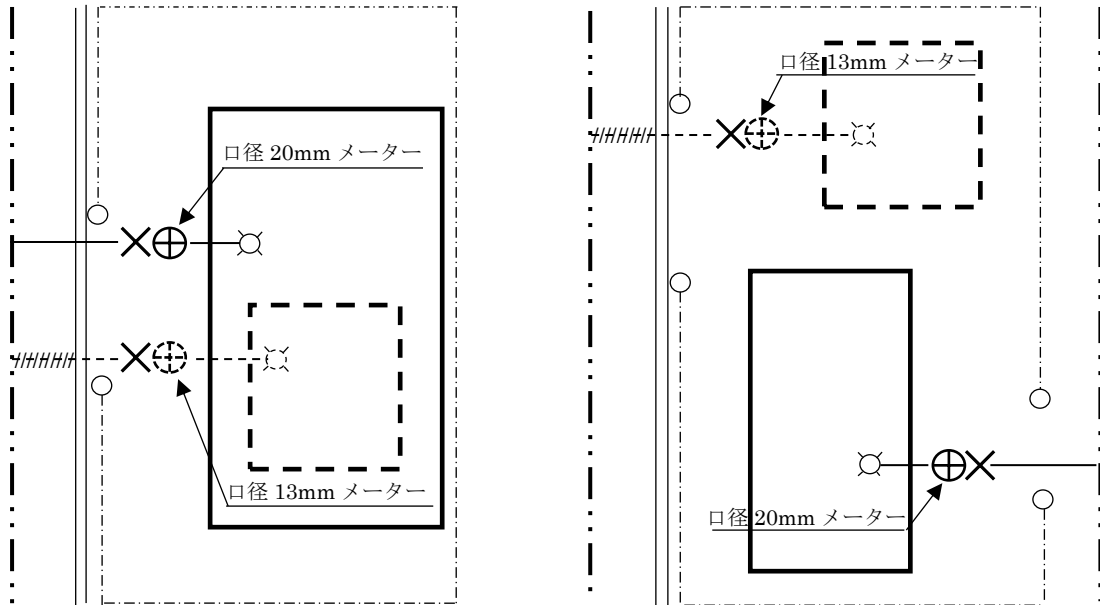
【事例2：第5条第2号の運用について】

口径13mmの給水負担金の額を徴収する場合



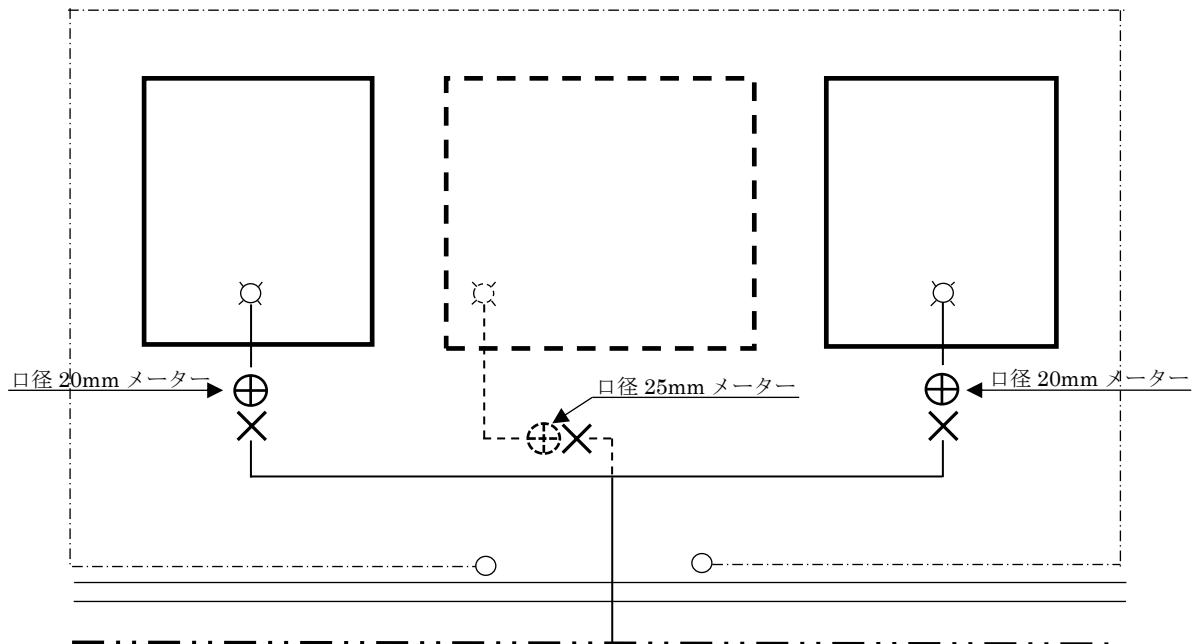
【事例3：第5条第3号の運用について】

口径 20 mmの給水負担金額から、口径 13 mmの給水負担金の額を差し引いた額を徴収する場合



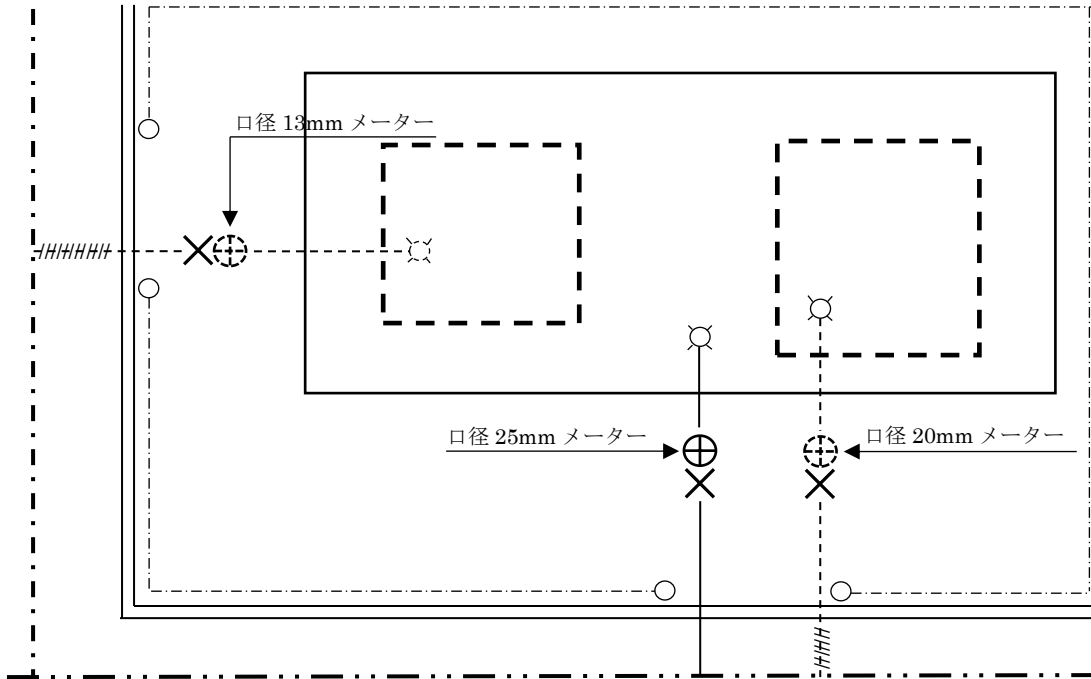
【事例4：第5条第4号の運用について】

口径 20 mmの給水負担金の額に 2 を乗じた額から、口径 25 mmの給水負担金の額を差し引いた額を徴収する場合



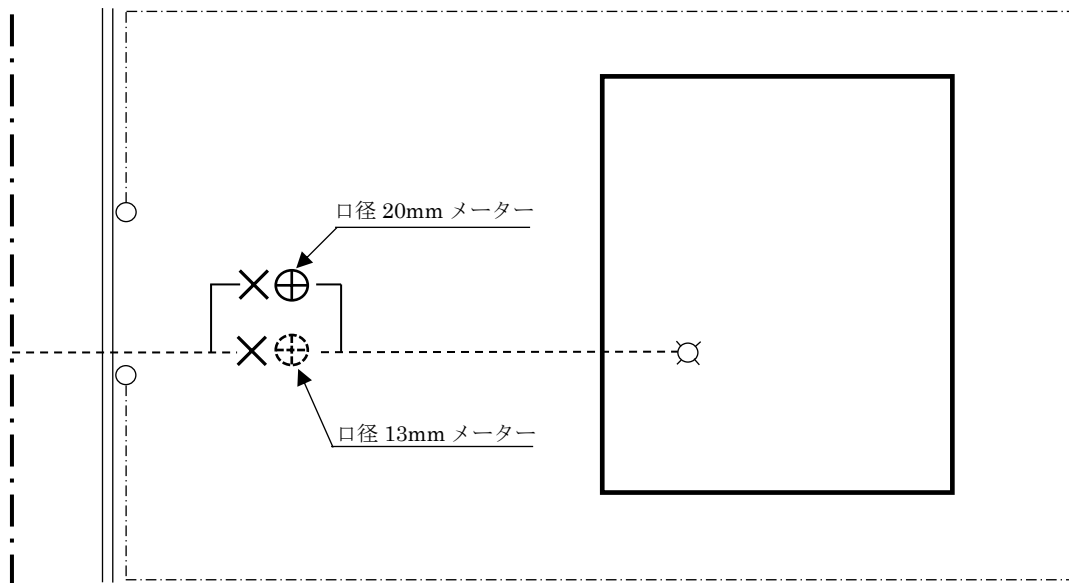
【事例5：第5条第5号の運用について】

口径 25 mmの給水負担金額から、口径 13 mmの給水負担金の額と口径 20 mm給水負担金額との合計を差し引いた額を徴収する場合



【事例6：第5条第6号の運用について】

口径 20 mmの給水負担金額から、口径 13 mmの給水負担金の額を差し引いた額を徴収する場合



(参考)

(1) 給水負担金制度の趣旨

水道事業は、独立採算制をたてまえとしているので、すべての費用は水道料金の収入で賄うのが原則であるが、拡張事業のたびに高くなる水の原価をすべて水道料金に加えると水道料金が一律に高額化し、すべての水道使用者の負担を増大させる結果となり、現在までの水道使用者とこれからの新しい水道使用者との間に負担の公平を欠くことになる。

そこで、水道料金の一律高額化をおさえ、さらに新しい使用者と現在までの使用者との負担を公平にするため、拡張事業の主な原因者である新規使用者に拡張事業の一部を給水負担金として負担してもらうものである。

(2) 給水負担金徴収の法的根拠

給水負担金の対象となる原価は、水道料金の対象となる原価の一部であり本質的には広義の料金の一部をなすものである。しかし、前に述べた理由により原価のすべてを一般の水道料金に加えることは、いろいろと問題があるので、拡張事業費用についての新旧使用者の負担割を算定して新規使用者から一般の水道料金とは別に負担金を徴収しようとするものである。したがって、給水負担金は、水道法第 14 条の供給条件の一部をなすものであり、一般の水道料金とは別に徴収されるものである。

資料 8 共同住宅の個別計量・収納制について

1 実施の目的

- (1) 受水槽を設置している共同住宅は、親メーターによる計量及び収納を行っているため、共同住宅の所有者又は管理者が計量、集金、納付を行っており、入居者及び管理人等に負担が生じている。
- (2) 入居者（個別メーター）に対し、水道局の領収書が発行できない。
- (3) 入居者（個別メーター）について、口座振替納付ができない。
- (4) 親メーター（市設置）と子メーター（施設所有者）の計量誤差の処理に問題が生じている。
- (5) 厚生労働省通知、県住宅課等から一般住宅及びガス、電気と同様な取扱いをするよう指導された経緯がある。
- (6) 子メーターは施設所有者の所有であり、計量法上からも管理上の違法性が生じている。以上の問題点を解消するため、また住宅管理者及び入居者から個別計量の実施について強い要望があったので、市民サービスの向上を図るため個別計量収納制を実施したものである。

2 実施要領

- (1) 施開始期日 平成 16 年 10 月 12 日
- (2) 対象範囲
受水槽設備を有し、個別に水道メーターが設置された 1 棟 2 世帯以上（家事用）の共同住宅であるものを対象とする。
- (3) 実施条件（詳細については、別途個別計量収納制に関する実施要領参照）
 - ア 受水槽以下の装置が水道法並びに本市の諸規定に適合し、または準じたものであること。
 - イ 個別及び共用部分にメーターが設置され、かつ、設置場所が計量及び開閉栓に容易な場所であること。
 - ウ メーターの整備基準（詳細については、別途共同住宅水道メーター等整備基準参照）及び費用負担。
 - (ア) メーターは市のメーターを貸与する。（給水条例 16 条、第 17 条）
 - (イ) 検定有効期限内のメーターについては、市が無償譲渡を受け、以後における取替等の維持管理は市が行う。
 - (ウ) 検定有効期限切れのメーターについては、市が無償譲渡を受け、検査済のメーターを貸与する。ただし、取替費用（取替工事費）は設置所有者の負担とし、以後における取扱いは（イ）と同様とする。

(エ) 前号までに記載したメーターのうち、遠隔指示メーターについては、取替及び伝送線及び受信器等の集中計量装置の維持管理等全て設備所有者の負担とする。

(4) 料金の算定方法

ア 給水条例第 26 条の規定を適用し、家事用は口径 13 ミリメートルの料金とし、家事用以外はその口径による料金とする。

イ 親メーターと子メーターの合計水量に著しい差異（8%を超えるもの）があった場合において、その原因が施設の維持管理上の理由によるときは、設備の所有者が負担する。

(5) 料金の収納方法

一般使用者と同様とするが、口座振替を原則とする。

(6) 申請手続き

ア 設備所有者は、共同住宅の個別計量等の特例適用申請をする。

（個別計量決定後は、契約も必要である。）

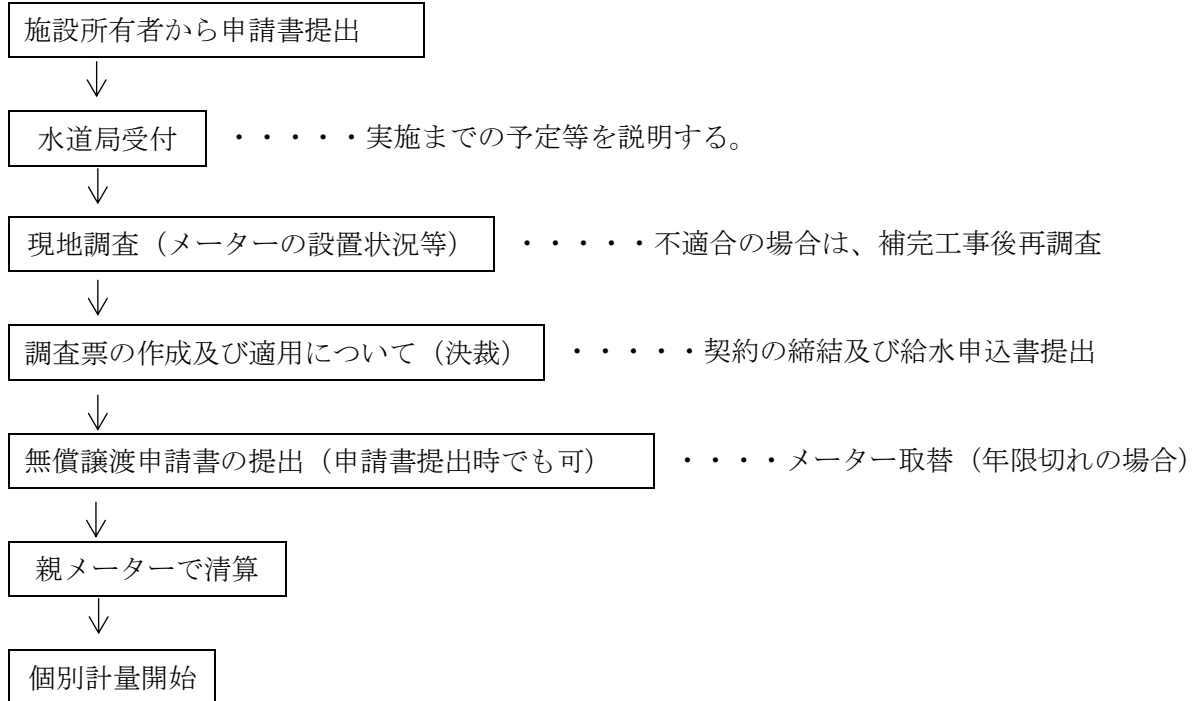
イ 給水契約（給水申込）は入居者で行うが、設備所有者等との連記による申込みとする。

※ 共同住宅とは

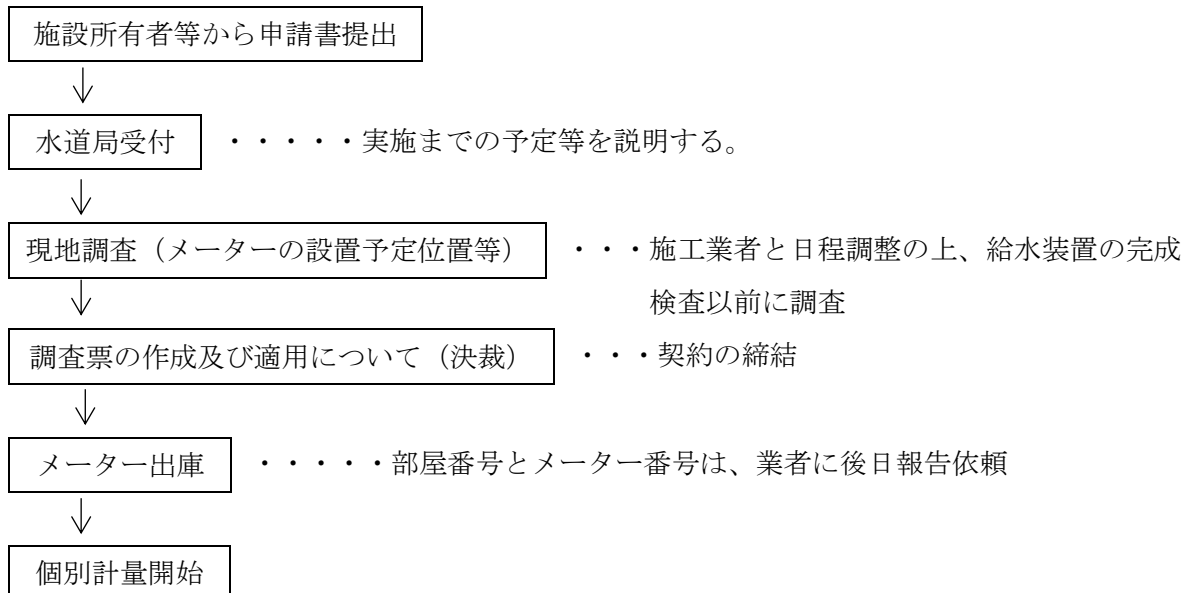
- 1 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段等を共用しているもの。
 - 2 二つ以上の住宅を重ねて立てたもの。
 - 3 1階の一部が商店等で、2階以上に二つ以上の住宅があるもの。
- などをいいます。

共同住宅個別計量の実施フロー

<既存の共同住宅>



<新規の共同住宅>



共同住宅の個別計量等の特例適用申請書

年 月 日

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長

様

共同住宅の所有者 住 所

（代 理 人） 氏 名

⑩

電話番号

個別計量等の特例の適用を受けたいので、薩摩川内市水道事業給水条例施行規程第31条の規定により申請します。

給水装置 番 号		親メーター番号・口径	・ mm
共同住宅の 場 所			
共同住宅の 名 称			
共同住宅の 構 造 等	階 数	棟 数	個別のメーター設置口径及び個数
	階建	棟	専 用 住 宅 口径 mm 個
			店 舗 ・ 事 務 所 口径 mm 個
			そ の 他 口径 mm 個
水 槽 の 容 量	受 水 槽	地下式・地上式	m ³
	高置水槽	容 量	m ³

（添付書類）

- (1) 受水槽以下の給水設備配管図
- (2) 個別のメーターの設置図

無償譲渡申出書

共同住宅の個別計量収納に関する実施要領に基づき、下記水道メーターを無償譲渡したいので、受け入れてくださるようお願いいたします。

年 月 日

薩摩川内市水道事業

薩摩川内市長

様

譲渡者 住 所
氏 名

Ⓔ

記

譲渡する水道メーター

設置共同住宅の 場 所	
設置共同住宅の 名 称	
設置メーター	口径 mm 個数 個 口径 mm 個数 個 口径 mm 個数 個

共同住宅の計量等の特例に関する契約書

薩摩川内市水道事業（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは末尾記載の住宅について計量等の特例に関し、次のとおり契約を締結する。

（施設所有者の責務）

第1条 乙は、受水槽以下の給水設備（以下「受水槽以下の設備」という。）の維持管理その他に関する一切の事項を処理するものとし、水道使用者に対し、この契約の内容を周知し甲の業務遂行に支障を来さないよう協力するとともに、適切な指導を行うものとする。

（受水槽以下の設備の構造材質）

第2条 乙は設置する受水槽の設備は、薩摩川内市水道事業給水条例施行規程（平成16年薩摩川内市水道事業管理規程第14号）に定める基準に準じたもので、かつ、個別に水道メーター（以下「子メーター」という。）を設置しなければならない。

（費用負担）

第3条 子メーターが遠隔式メーター以外の場合で、次の各号の一に該当するときは、メーターは乙の負担で設置するものとする。

- (1) 共同住宅を新設するとき。
 - (2) 検定有効期限が満了したものを取り替えるとき。
- 2 子メーターが遠隔式メーターの場合で、次の各号の一に該当するときは、メーターは乙の負担で設置するものとする。
- (1) 共同住宅を新築するとき。
 - (2) 検定有効期限が満了したものを遠隔式メーターで継続するとき。
 - (3) 検定有効期限が満了したものを直読式メーターに取り替えるとき。

（所有権の譲渡）

第4条 乙は、本契約締結後その所有する遠隔式メーター以外の子メーターを、甲に無償譲渡するものとする。

（受水槽以下の設備等の維持管理）

第5条 遠隔式メーター、伝送線、集中計量盤、集中計量装置及び、受水槽以下の設備の維持管理並びに水質保全、漏水防止等については、乙が全責任を負うものとする。

（親メーターの貸与）

第6条 甲は、共同住宅全体の使用水量を計量するため、甲の水道メーター（以下「親メーター」という。）を乙に貸与する。

（使用水量の認定）

第7条 集中計量装置、メーターの異常及び第9条の規定による水量、その他使用水量が不明のときは、甲が認定する。

(子メーターの取替)

第8条 第4条の規定により譲渡を受けた後の子メーターの取替等は、甲が行うものとする。

(漏水等による費用負担)

第9条 甲は、計量の結果親メーターの指示水量が、子メーターの指示水量の合計量を超える場合(超える水量が子メーターの指示水量の合計の100分の8を超える場合に限る。)は、その原因が漏水その他施設の維持管理上乙又は水道使用者の責めに帰すると認められるときは、その超える水量に係る料金は、乙の負担とする。

(届出)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ甲に届け出るものとする。

- (1) 施設所有者及び代理人に変更があるとき。
- (2) 受水槽以下の設備及び施設の改造等を行うとき。

(契約の変更及び解除)

第11条 甲は、薩摩川内市水道事業給水条例及び関係規程の改定、その他取扱基準についての変更があったときは、この契約を変更することができる。

2 乙がこの契約を履行しないときは、甲は、契約を解除することができる。

3 前項の契約の変更、又は解除により乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わない。

(補則)

第12条 この契約に定めのない事項については、薩摩川内市水道事業給水条例(平成16年薩摩川内市条例第293号)及び関係規程の規定によるほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長

印

乙 施設所有者
(代理人)

印

共同住宅の場所
共同住宅の名称
棟数
部屋数

共同住宅の個別計量収納に関する実施要領

1 実施期日

平成 16 年 10 月 12 日

2 対象範囲

個別計量を行うことができる共同住宅とは、受水槽設備を有し、かつ給水設備を専ら家事用等に使用するアパート、マンション等で 1 棟 2 世帯以上の住宅とする。

3 実施条件

個別計量を行うことができる共同住宅は、受水槽以下の給水設備が薩摩川内市水道事業給水条例施行規程（平成 16 年薩摩川内市水道事業管理規程第 14 号）に適合し、かつメーターの設置が次の各号に該当するものとする。

- (1) 個別及び共用部分にメーターが設置されていること。
- (2) 個別及び共用部分のメーター設置場所は、計量、開閉栓及び取替が容易に行えること。
- (3) 管理者が、別に定める共同住宅水道メーター等整備基準に適合していること。

4 費用の負担等

個別計量を行う場合のメーターの設置及び維持管理の費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 新たにメーターを設置するものについては、市のメーターを貸与するものとし、設置に要する費用は、施設所有者等の負担とする。ただし、(5) に規定するものを除く。
- (2) 既設メーターで計量法に基づく検定有効期限内のもののうち、遠隔指示メーター以外のものについては、市に無償譲渡するものとする。
- (3) 既設メーターで計量法に基づく検定有効期限満了のものについては、市に無償譲渡するものとし、新たに市がメーターを貸与する。ただし、取替などの費用は、施設所有者等の負担とする。
- (4) 既設メーターのうち、遠隔指示メーターで有効期限満了のものについては、施設所有者の負担で遠隔指示メーター、又は直読式メーターに取替を行うものとする。なお、直読式メーターに取り替えたものは市に無償譲渡する。
- (5) 遠隔指示メーターを新たに設置するものについては、メーター及び設置に要する費用は、施設所有者の負担とする。
- (6) 市が貸与したメーター及び無償譲渡を受けたメーターについては、以後の取替等メーターに関する維持管理は、市が行うものとする。なお、遠隔指示メーターの場合には、メーターの取替及び伝送線、受信器の集中計量装置の維持管理について施設所有者等の負担で行うものとする。

5 計量及び料金の算定

- (1) 個別計量における計量及び料金の算定については、定例日に個別のメーター（以下「子メーター」という。）により、使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定する。
- (2) 共同住宅全体の使用水量を計量するため、管理者が貸与したメーター（以下「親メーター」という。）は、子メーター計量と並行して計量するものとする。
- (3) 親メーターの指示水量が子メーターの指示水量を超える場合（超える水量が子メーターの指示水量の合計の100分の8を超える場合に限り）は、その原因が、漏水その他で施設所有者等若しくは住居者の施設の維持管理上の責めに帰すると認められるときは、その超える水量の料金は施設所有者等の負担とする。

6 受水槽以下の給水設備の維持管理

受水槽以下の給水設備等の水質保全及び漏水防止その他の維持管理は施設所有者等が全責任を負うものとする。

7 申請

個別計量の適用を受けようとする施設所有者等は、次の書類をもって管理者に申請しなければならない。

- (1) 共同住宅の個別計量等の特例適用申請書
- (2) 受水槽以下の給水設備配管図
- (3) 個別メーターの設置図
- (4) 共同住宅の計量等の特例に関する契約書
- (5) メーターの無償譲渡申出書
- (6) 共同住宅新規給水申込書
- (7) その他管理者が必要と認める書類

8 個別計量の決定、実施及び契約

- (1) 管理者は、申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査の上、個別計量の適否について決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。
- (2) 管理者は、個別計量を行うことを決定した場合は、当該申請を行った者と契約を締結し、実施するものとする。

9 届出等

施設所有者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 施設所有者に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下の給水設備及び施設の改造等を行うとき。
- (3) 遠隔指示メーターによる計量値の異常を指摘されたときの点検及び改善の報告

共同住宅水道メーター等整備基準

第1 総則

この基準は、共同住宅の受水槽以下に設置する個別のメーター及び遠隔指示メーターについて適用する。

第2 受水槽以下のメーターの設置基準

1 メーターの規格等

- (1) メーター（遠隔指示メーターを除く）は水道局貸与品を使用し、その他部材は共同住宅等の所有者又はその代理人の負担とする。
- (2) メーターの形状・寸法表は下表のとおりであること。

口径 25mm 以下

口径	名 称		全長	取付ネジ部			規 格 性 能
				外形(mm)	ネジヤマ数	通称名	
φ13S	接線流羽根車式	直読式	100	26.4	14	上水ネジ	JIS B8570-2
φ13L			165	26.4	14	上水ネジ	JIS B8570-2
φ20			190	33.2	11	上水ネジ	JIS B8570-2
φ25			225	41.9	11	上水ネジ	JIS B8570-2

※口径 30mm 以上は管理者が別に定める。

2 メーター設置要件

- (1) メーター口径φ13mmについては、原則ショート型とするが、既設建物にロング型の子メーターが設置されていた場合はその限りでない。ただし、既設建物のメーター設置位置の変更や、その他改善を要するものについて、設置状況等やむを得ない場合が生じたときは、別途協議するものとする。
- (2) 各戸メーターの位置は、容易に検針、点検及び取替ができる位置とし、水平に設置すること。
- (3) メーターボックスを使用する場合は、管理者が承認したものを使用すること。
- (4) 各戸メーターをパイプシャフト内に設置する場合は、床面からメーター下面が 20cm 程度、かつ床面からメーター上面が 80cm の範囲とし、メーター左右及び上下 20cm 程度の空間を設け、扉と平行に設置すること。
- (5) 各戸メーター等と他の配管等が近接する場合は、概ね 10cm 以上、上下 20cm 以上の間隔を設け、それぞれの取替等に支障がない箇所（位置）に設置すること。
- (6) 各戸メーター等には、わかりやすい箇所に部屋番号等を表示すること。

3 メーター前後の配管等

- (1) 管理者が承認するメーターユニットを設置するか、又は各戸メーター等の上流側にメーター直結逆止付伸縮止水栓（レバー式）を、下流側にメーター用伸縮継手を取付け、前後の配管にはビニールライニング鋼管を使用すること。
- (2) 露出している給水管は、たわみ、振れ等を防ぐため、適当な間隔で取付器具やその他の器具を用いて建物等に取り付けること。また、凍結防止の保温措置を施すこと。

4 メーター設置図

申請者は、工事施工にあたり事前に水道局と協議し、メーターボックス、メーター装置の器具及びメーター前後の配管の詳細を作成し、管理者の承認を受けること。

第3 遠隔指示メーターの設置基準

1 遠隔指示メーターの設置

- (1) 遠隔指示メーターを設置する場合は、正確かつ効率よく計量できるものであること。
- (2) 遠隔指示メーターは、計量値を伝送し集中計量する設備であるため、故障がなく維持管理が容易であること。

2 遠隔指示メーターの仕様及び構造

(1) 基メーター

基メーターは接線流羽車湿式水道メーター（口径φ13mmについては単こう、口径φ20mm以上については複こう）として管理者が承認する水道メーターとする。

(2) 発信装置

発信装置は記憶装置付水道メーターとし、常に計量値を伝送する機能を備えていること。

(3) 伝送線

基メーターと集中検針盤との伝送線は3線配線とする。

(4) 受信装置

受信装置は呼出装置付集中検針盤とし、自動的に個別の計量値を表示できるものであること。

(5) 電源

通常、電源は交流100V商用電源を用いること。

(6) その他

上記以外の遠隔指示メーターを設置する場合の仕様及び構造については、管理者の承認を受けること。

3 集中検針盤の設置

集中検針盤は原則として1棟1箇所とし、その設置については計量が容易であること。
ただし、建築構造上やむを得ず2箇所以上に設置する場合は、管理者と協議して承認を受けること。

4 遠隔指示メーターの設置場所及びメーター装置の器具

遠隔指示メーターの設置場所及びメーター装置の器具は「遠隔指示メーターの設置基準」によるものとする。

5 届出及び承認

遠隔指示メーターを設置する場合は、工事着工前にメーターの規格、口径、集中検針盤の設置場所、配管、配線等の詳細図を作成し、管理者の承認を受けること。

(附則)

この基準は、平成29年12月1日から適用する。

資料 9 水質検査項目及び水質基準

【水 質 基 準】

	項 目 名	水 質 基 準
1	一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05 mg/L 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下であること。
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下であること。
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること。
25	ジブromokロロメタン	0.1 mg/L 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること。

29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下であること。
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下であること。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

（附則） 1 この省令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号）は、廃止する。

※ 1 の項から 3 1 の項「健康に関連する項目」

生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響を生じない水準をもとにしてさらに安全性を十分考慮して基準値が設定されている。

※ 3 2 の項から 5 1 の項「水道水が有すべき性状に関連する項目」

水道水として生活利用上あるいは水道施設の管理上障害を生じるおそれのない水準として基準値が設定されている。

【水質管理目標設定項目】

	項 目	目 標 値
1	アンチモン及びその化合物	アンモンチンの量に関して、 0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
5	トルエン	0.4 mg/L 以下
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下
7	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
8	二酸化炭素	0.6 mg/L 以下
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）
10	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下
12	残留塩素	1 mg/L 以下
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
15	遊離炭素	20 mg/L 以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下
19	臭気強度（TON）	3 以下
20	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下
21	濁度	1 度以下
22	pH 値	7.5 程度
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける
24	従属栄養細菌	1mL の検水で形成される集落数が 2,000 以下 （暫定）
25	1, 1 ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L 以下

※水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められている。

資料 10

直結直圧式給水設計施行基準

1 目的

この基準は、直結直圧式給水により、小規模貯水槽等における維持管理面、衛生問題の解消、省エネルギーの推進及び設置スペースの有効利用などを図り、もって需要者へのサービス向上に寄与するために、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

直結直圧式給水とは、3階建以上の建物に対し3階までは受水槽等を経由せず、配水管から直接給水する方式をいう。

3 適用要件

直結直圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。

(1) 対象区域は、給水区域内で次の条件をすべて満たす区域とする。

ア 分岐箇所の配水管の口径が50mm以上であること。

イ 配水管の水圧測定（72時間以上）を行い、最小動水圧が、0.35MPa（3.57kgf/cm²）以上を確保でき、周辺に影響がないこと。

ウ 加圧配水系の地域でないこと。

(2) 対象建築物は、次の条件を満たす建物とする。ただし、特に薩摩川内市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた場合はこの限りではない。

ア 専用住宅……住居用に使用される住宅で、1階から3階まで同一の利用者が使用するもの。

イ 店舗等付住宅……店舗等（断水又は減圧時においても営業に支障のない販売店又は事務所等をいう。以下同じ。）と住居を同一利用者が使用するもの。

ウ 共同住宅……専ら住居用に使用される住宅で複数の住宅が同一建物内にあるもの。

エ 店舗等付共同住宅……複数の店舗等と住居専用に使用される複数の住宅が同一建物内にあるもの。

オ 事務所専用ビル……事務所（倉庫を含む）専用に利用されるもの。

カ その他「管理者」が認めるもの。

(3) 適用除外の建築物

給水装置工事施行基準で、受水槽給水式とすることが必要とされている次の建築物は、直結直圧式給水の対象外とする。

ア 病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要なもの。

- イ 一時的に多量の水を使用するもの、又は使用水量の変動が大きいものなどで配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの。
- ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするもの。
- エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。
- オ その他、直結直圧式給水が困難なもの。

4 3階直結給水を認める場合の給水装置の備えるべき構造等

- (1) 給水引込管口径は、50mm 以下であること。
- (2) 3階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として次によるものとする。
 - 専用住宅・店舗等付住宅・・・25mm 以上
 - 共同住宅・店舗等付共同住宅・事務所・その他・・・その都度協議。
- (3) 太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合、3階の屋上までとする。
 - ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。
- (4) 給水主管を2階以上に上げる場合は、立上がり管手前に管理用の止水栓を設置するものとする。
 - なお、メーター取替え及び維持管理作業を容易にするため、メーター直近下流に逆止弁を設置するものとする。
- (5) 既存の給水方式を受水槽式給水から直結直圧式給水に改造する場合、既設配管はすべて配管替えるものとする。ただし、既設配管等が利用可能な場合は、それを利用することができる。この場合において、既設配管等の構造及び材質等を充分調査し、漏水がないことを確認するものとする。
- (6) メーターの口径、設置場所、逆流防止装置等この基準に定めのない事項については、「水道工事の手引」によるものとする。

5 3階直結給水を認める場合の工事申請添付書類

申請者は、工事申請時に位置図、平面図、立面図、建築物高低差調書、損失水頭計算書を添付し、工事承認を受けなければならない。

6 給水方式の併用

- (1) 直結直圧式給水と受水槽式給水との併用を認めるものとする。ただし、給水方式の併用方法については、別紙参照のこと。
- (2) 併用給水を行う建物の場合、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、原則として、同一階は同一の給水方式とする。
- (3) 併用給水を行う場合は、他の給水方式の給水管との誤接続を防止するため、配管に給水方式の識別表示を行うこと。(着色、テープ及び文字等)

7 既設の受水槽式給水からの改造

(1) 既設の受水槽以下の給水設備をそのまま直結直圧式給水装置に使用する場合は、次の事項が給水装置としての基準を満たすものであること。

ア 直結直圧式給水に対応できるものであること（漏水がないこと）。

イ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。

ウ 給水引込管、メーター口径が直結直圧式給水の水力計算を満たすものであること。

8 事前協議等

(1) 事前協議

直結直圧式給水による給水を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を通じて、直結直圧式給水協議書（様式第1）を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。

また、指定工事事業者は、直結直圧式給水協議書に定める事項について、事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。

(2) 協議結果の回答

管理者は、前号の協議の結果を直結直圧式給水協議回答書（様式第2）により、申込者に回答する。

9 給水装置工事の申し込み

申込者は、直結直圧式給水協議の結果、直結直圧式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申し込みを行うときは、指定工事事業者を通じ、給水装置工事申込書に維持管理誓約書（様式第3）を添付し、管理者に提出すること。

10 設計

(1) 配水管からの分岐

ア 分岐可能な配水管の口径は、50mm以上とする。

イ 分岐できる給水管の口径は、管理者と協議すること。

ウ 同一敷地への引込管は原則として1か所とする。

(2) 水力計算

ア 計画使用水量（瞬時最大使用水量）

水力計算に用いる計画使用水量は、次により算定する。

(ア) 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

a 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

- b 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- c 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
- (イ) 同時に使用する給水用具を設定して算定する方法
- (ウ) 給水用具給水負荷単位により算定する方法

(3) メーターの設置

- ア 量水器は検針及び取替えが容易に行える場所(正面入り口又は玄関付近)に設置し、二次側には逆止弁を設けること。
- イ その他、管理者が承認する場所とする。

1 1 維持管理

維持管理については、維持管理誓約書の内容に基づき、給水装置の所有者が適正に行うこと。

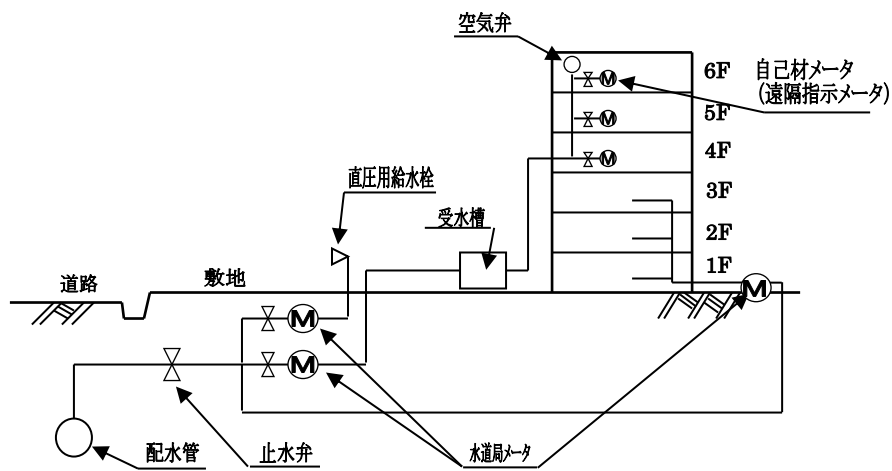
1 2 その他

この基準に定めのない事項は、「水道工事の手引」によるものとする。

1 3 施行期日

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

受水槽式との併用例



※直結直圧式と併用給水する場合は，直結直圧式給水階数は3階までとする。

課 長	課長代理	主幹	グループ長	グループ員	水道技術 管 理 者

様式第 1

平成 年 月 日

薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

直 結 直 圧 式 給 水 協 議 書

直結直圧式給水工事の承認を受けたいので、直結直圧式給水の可否について協議をお願いします。

給水装置設置場所 薩摩川内市
規模(1日最大給水量) m^3 /日

施 工 者 業 者 名 印
住 所
担 当 者
電 話 番 号

工事予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

添付書類 位置図、配管詳細図、平面図、立面図、建築物高低差調書、
水理計算書、損失水頭計算書、周辺配管図

可・否(意見)

.....
.....様

薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長 岩切 秀雄

直結直圧式給水協議回答書

平成 年 月 日付で協議依頼がありました直結直圧式給水工事については、次のとおり回答いたします。

直結直圧式給水が可能です。

協議内容に基づき、給水装置工事の申請を行ってください。

(許可条件)

.....

.....

.....

直結直圧式給水は、次の理由により不可能です。

理由：

.....

.....

.....

維持管理誓約書

平成 年 月 日

薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長 様

申請者(所有者)

住 所

氏 名

印

電話番号

直結直圧式給水に係る給水装置の維持管理について、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

建物所在地	薩摩川内市 町		
建物名称		給水装置番号	第 号

(使用者等への周知)

- 1 直結直圧式給水装置について次のような特徴を理解し、入居者（使用者）に周知するとともに、問題が生じたときは当方で処理します。

直結直圧式給水装置を設置した場合、受水槽のような貯留機能がないため、薩摩川内市が実施する水道配水本管工事及びメーター取替作業並びに緊急の断水等の場合には、水の使用が出来なくなること。

(工事施工等)

- 2 給水工事を実施するにあたり、薩摩川内市水道事業給水条例、直結直圧式給水設計施行基準及び直結式給水協議回答書の許可条件を遵守し、これらに違反した場合は、給水を拒否されても異議申立てをいたしません。又、出水不良が生じた場合は、自費で受水槽設置等の必要な処置を講じます。

(給水装置管理)

- 3 給水装置は、全て当方の責任により維持管理を行います。

(紛争の解決)

- 4 当方の過失等により損害を与えた場合は、責任を持ってこれに対処いたします。

(管理人等の選任)

5 下記のとおり、管理人及び維持管理業者を選任します。

(管理人等の変更)

6 管理人及び維持管理業者の氏名、住所に変更があったときは、すみやかに薩摩川内市水道局に届け出ます。

管 理 人	住 所
	フリガナ
	氏 名
	電話番号 ()
	㊞

維持管理業者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	電話番号 ()
	㊞